

# 被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

## 第 4 号

2011.2.15 発行

認定NPO法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 ..... 犯罪被害者支援の進展に思う 1
- 特集 ..... 犯罪被害者遺族における悲嘆とケア 2
- 寄稿 ..... 杉本 孝(警察庁) 4
- センター紹介 ..... 千葉犯罪被害者支援センター 5
- 用語解説 ..... 損害賠償命令制度 7
- 認定NPO法人取得のお知らせ 8

### 巻頭言

## 犯罪被害者支援の進展に思う

内閣府犯罪被害者等施策推進室長

太田 裕之



皆さんこんにちは。内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）の太田です。

内閣府における私の担当は、交通、自殺、薬物、銃器、児童ポルノ、インターネット環境整備対策等ですが、中でも室長として重責を担わせていただいているのが犯罪被害者等施策の推進です。私は警察庁においても平成10年から12年にかけて犯罪被害者対策室長をしておりましたので、立場は違いますが10年ぶりの二度目の「室長」です。

はじめの室長当時は、識者からは「日本の被害者支援は先進国から20年以上遅れている」といわれ、警察内外を問わず被害者支援についての認識がほとんどない中で勤務でした。最初にしなければならない仕事は、全国の警察官に、「犯罪被害者支援は警察本来の職務である」と説明して回ることでした。宮澤浩一先生、山上皓理事長はじめ日本の被害者支援の黎明期を支えてきた方々の後押しを受けながら、自分なりに理想を持って20年の遅れを少しでも取り戻そうと努めました。

そして今、二度目の室長となって思うことは、今日の被害者支援の進展は、私の想像をはるかに超えるものがあったということです。犯罪被害者等基本法の制定、犯罪被害者週間の制定、被害者参加制度など被害者の法的地位の確立、犯罪被害者等給付金等の経済的支援の充実、そして最初の室長就任時には全国で7つしかなかった民

間支援組織が、いまや47都道府県に存在し、多くが早期援助団体として活動しています。わずか10年です。その間の被害者、支援者、関係者の方々の努力は筆舌に尽くしがたいものであったことでしょう。マスコミの前で姿をさらし理不尽さを訴える被害者、交通費も自費で相談に当たるボランティア。その姿や思いが、国民、政治家、行政官、マスコミ等の人々の心に響いたからこそ今日に至ったのだと思います。

平成17年に策定され258の施策が盛り込まれた犯罪被害者等基本計画も、おおむね着実に推進され、平成22年度末の計画期末を迎えます。被害者等への経済的支援の更なる充実など被害者団体・被害者支援団体等からの様々な御要望を踏まえながら、有識者等を構成員とする基本計画策定・推進専門委員等会議において議論が進められたところであり、今年度中には次期基本計画が策定される予定です。昨年6月に開催された日本被害者学会においても、基本計画の見直しに強い関心が示されました。裁判員裁判の実施もあり、国民が犯罪、そして犯罪被害者について自ら考える時代になってきたと思います。これからも、国民の理解と支持を得ながらあるべき犯罪被害者等支援施策をどのように充実していくか、ネットワークの皆様のお知恵も借りながら、政府における総合調整役として努力していきたいと思っております。

特集

# 犯罪被害者遺族における 悲嘆とケア

(独) 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 犯罪被害者等支援室長  
中島 聡美

大切な人を失うことはいかなる場合でも残された人々に大きな苦痛を与えます。このような死別体験のあとには、悲しみや嘆きなどの心の反応の他に息苦しい、食欲がないなどの体の変調やひきこもってしまうなどの行動の変化がしばらく続くことがあります。このような状態は「悲嘆 (grief)」と呼ばれるものであり、大変苦痛なものではありますが、時間の経過とともに和らいでいくもので、死別に対する人間の正常な反応であると考えられています。このような悲嘆は、一定の経過をたどると言われています。これらの経過は研究者によって異なりますが、Parkesという研究者は、次の4つの段階を経て回復に向かうと述べています：①心の麻痺の段階、②切望の段階、③混乱と絶望の段階、④回復の段階。大切な人を失った直後では、まずそのことを受け入れることができません。ショックで感情が湧かない人もいます。しかし、しばらくするとその事実が認識されるようになると、激しい悲しみや故人を探し求めるような反応が起こります。そして、どんなことをしても亡くなった人が戻ってこないことがわかると落ち込みや怒りなど絶望の感情が湧いてきます。この時期にはうつ状態になったり、ひきこもってしまうなど、非常に苦しい状態が生じます。この段階を経て、少しずつ死を受け入れ、故人のいない生活に適応していくようになる回復の段階にはいっていきます。このような正常な悲嘆反応は人によって異なり

ますが、数年にもわたって強い反応が続くものではなく、また日常生活に重大な支障をきたすものではありません。

しかし、犯罪や事故、災害など予期されない突然の出来事による死別では、遺族が長期的な悲嘆の状態にあることがわかってきました。このような、このような悲嘆反応については、病的悲嘆、複雑性 (外傷性) 悲嘆、遷延性悲嘆障害など様々な概念が提唱されてきましたが、近年「複雑性悲嘆 (Complicated Grief)」という概念でその実態や治療の研究がすすんできています。複雑性悲嘆の研究の第一人者であるPrigersonらは、複雑性悲嘆の状態を次のように定義しています：重要な他者の死を経験したあと①その死を信じられない感覚、②死に対する怒りと苦痛、③苦痛な感情を伴う故人に対する強い思慕と探索、④故人について没頭と苦痛な侵入的想起、⑤死以降の過度の孤独感などの症状が死別から6か月以上たったあとも毎日のように強いレベルで持続しており、日常生活や重要な社会機能の障害をきたしている。ここで表現されている悲嘆の症状は、通常の悲嘆とあまり変わりません。重要なのは、本来死別後急性期に見られる悲嘆の症状が、長期にわたって、日常生活が困難なほど続いていることです。複雑性悲嘆の状態にある遺族は、いつも亡くなった人のことで頭がいっぱいになっていますが、思い出すとその死の苦痛な状況ばかりうかんだり、自分を責めてしまって、懐かしさを感じるようなことは難しくなっています。また、その死の状況を思い出すことのつらさから、写真を見たりお墓参りに行くことや、人との付き合いを避けてしまうことも起こります。他の家族のことや自分の人生のことを考えることができなくなっており、今までの自分の趣味や楽しみごとをしなくなっている人も多いためです。人生に生きる意味を感じなかったり、孤独で寂しい感情が支配してしまっています。このような状態が続くことはとても苦痛ですが、多くの遺族はそれが異常な状態であると感じて



いません。「大切な家族を失ってしまったのだから当然だ」と考えてしまいがちなのです。複雑性悲嘆は、現段階では精神医学でいうところの病気（精神障害）の概念には入っていません。しかし、複雑性悲嘆を抱える人はそうでない遺族に比べ、身体的な健康や精神健康が悪く、生活の機能障害をきたしたり、自殺を考えることが多いことが報告されています。また、うつ病やPTSDなど他の精神障害を合併していることが多いことも明らかにされています。

このような研究から、近年、複雑性悲嘆の治療研究がおこなわれるようになってきました。今のところ、複雑性悲嘆に有効な薬の報告はありません。抗うつ薬は、遺族のうつ病には有効ですが、悲嘆の回復には有効ではないとされています。複雑性悲嘆に有効な治療や介入についてはいくつかの研究が報告されていますが、すべて精神療法であり、特に「認知行動療法」とよばれる治療法の有効性が示されています。私たちの研究所でも昨年からは、このような複雑性悲嘆の認知行動療法の効果を検証する研究をはじめました。この治療プログラムは、米国のコロンビア大学教授のShear博士が開発したもので、米国のNYテロ事件の遺族等を含む遺族を対象にした研究でよい治療成績をあげています。この治療は、PTSDの治療で用いられる曝露療法とうつ病の治療で使われる対人関係療法の要素を取り入れてつくられており、週1回16回にわたって行われます。治療の目的は、悲嘆を取り除くことではなく、通常ではない悲嘆—複雑性悲嘆—を正常な悲嘆の回復過程に載せていくことです。そのためには、喪失に向き合う要素と、日常生活を回復していく要素の2つが必要だと考えられています。まだ私どものところでは数例の経験しかありませんが、今のところよい効果をあげており、悲嘆の症状は国や文化を越えて異なるものの、この治療が日本人の方にも有効ではないかと考えております。

残念ながら、このような特殊な治療はまだ日本には普及しておらず、多くのご遺族に提供することは困難です。ただ、この治療でなければ絶対に回復できないという意味ではありません。信頼できる医師やカウンセラーとの間で、少しずつ悲嘆に向き合い、心の整理をしていくことでも回復は可能です。重要なことは、悲嘆が長引いて様々な問題が生じているにもかかわらず、そのことを誰にも相談できないような状態がないかどうかということです。ご遺族のケアに係る人は、PTSDやうつ病はもちろんですが、悲嘆があまりにも長期化していないかどうか気に配る必要があります。しかし、このような問題があるということや、また治療や相談が必要であるということを受け入れること事も実は困難なことです。まずは、ご遺族が安心して話しのできる環境を作っていくことや、支援者との信頼関係を作っていくことはなりません。また、ご相談に来ているご遺族だけでなく、そのご家族の理解も重要なので、ご遺族の全体を見ていく視点が重要です。ご遺族の中では、しばしば訴えの少ないきょうだいや、お子さんの症状が見過ごされがちになるので、訴えの少ないご遺族にも目を向けていくような配慮が必要だと思います。

今まで、悲嘆の問題は、「正常な反応」であるが故に、見過ごされやすいものでした。まずは支援者が悲嘆について十分な知識を得て、理解していくことが最初の段階になると思います。そのうえで、ご遺族の必要としている情報や、悲嘆への理解を少しずつすすめていくことが必要でしょう。しかし、犯罪被害者遺族を取り巻く環境は大変複雑なことがあります。裁判等司法の手続きのある間は精神的な問題に向き合えないこともしばしばです。個々人の置かれている状況をよく理解し、その時々に必要な支援を行う中で、精神的な支援も提供していくような柔軟な支援こそが民間被害者支援団体に求められるものだと思います。



寄稿

## より確かな被害者等支援のために

### ～「犯罪被害者支援に関する調査」について～

警察庁給与厚生課被害者支援室長

杉本 孝



被害者等支援は、犯罪被害者等給付金という直接的経済支援から始まり、やがて専門的な精神面への支援に広がり、さらに広く国民の理解と共感の中で、被害者等が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、経済面、精神面、就労、就学、居住環境といった幅広くかつ途切れることのない支援の実現を目指して努力が行われています。これらの努力が真に被害者等の立ち直りに有用であるためには、被害者等が何を必要とし、何に満足し、何に不足を感じているのかを知ることが重要です。

そこで、警察庁では、警察による犯罪被害者支援の効果を検証し、警察の被害者支援の更なる充実に活用するため、平成19年度から21年度にかけて犯罪被害給付の裁定を受けられた方881人を対象にアンケート調査を行い、395人の方から回答をいただき、その結果を「犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書」として本年4月に公表しました（当庁ホームページ<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）。紙面も限られておりますので、以下、その概要を簡略に説明します。

調査対象とした施策は14ありますが、大別すると、①捜査の状況等の情報提供、②犯罪被害給付金、③初診・診断書、遺体搬送費等の公費負担、④被害者の心情に配慮するための事情聴取室・支援車両の活用、⑤支援担当の専門要員、⑥カウンセリング、⑦民間支援団体との連携などです。これら警察が行う各種支援施策の認知度、

利用状況、満足度等について回答をいただきました（ただし、調査対象となった犯罪の発生時点で一部の警察でまだ行われていなかった施策もあり、認知度や利用状況の回答に影響を与えている可能性があります。）。

まず、認知度ですが、「被害に遭う前から知っていた」方はいずれについても1割未満です。頼れるものがあることを予め知っていれば、実際に被害にあったときの混乱をわずかでも軽減できると思われることから、警察としては、より一層、広く国民に支援施策の効果的な広報を行わなければなりません。また、「現在まで知らない」とした方も③以下で多くなっています。これについては、最初の段階で「被害者の手引き」などにより警察官から説明したとしても、混乱の最中にある被害者等には届いていないことを意味しています。今後、被害者等の状況をよりきめ細かく見つめ、必要な支援を必要なときにアドバイスし、必要な支援を実際に被害者等が利用できるようにしなければなりません。

次に利用状況ですが、①②③については多くの方が利用されていますが、⑥⑦についてはやや低調です（犯罪発生時点における施策の充実度合いが影響を及ぼしている可能性があります。）。⑥⑦を利用した方の満足度は他の施策と同様に非常に高く、今後の更なる充実と利用の勧奨が強く望まれるものです。

最後に満足度ですが、いずれの施策についても、利用した方の満足度は高いものがあり、被害後の心境変化についてみると、これらの支援に満足した方は、「社会全体に目が向くようになった」、「被害者支援に協力したい」と感じている割合が高く、被害に伴う困難な状況が継続していながらも、新しい局面を切り開いていく力を生み出している様子が見てとれます。

以上、簡略に説明しましたが、この結果をふまえ、警察の被害者支援施策とその運用が一層被害者等の実際のお役に立つよう努力していきたいと考えています。



## センター紹介

### 社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

面接相談員 5名  
電話相談員 10名  
事務局員 2名



1月31日(木)の勤務員（面接相談員1名、電話相談員5名、事務局員2名）

2011年1月に、広報啓発委員会の委任を受け、社団法人千葉犯罪被害者支援センターにネットワーク事務局の橘高が電話でお話を伺いました。

#### ●千葉センターの特色および力をいれていること

設立時から精神的ケアを重視しており、臨床心理士(面接相談員)が5名いることが特色です。開所して3年目の2006年頃から直接支援の必要性を強く感じるようになり、被害者の不安感は精神的ケアだけでは払拭されず、具体的な問題を直接支援でひとつひとつ解決していくことで不安感が軽減され、結果として精神的ケアにもつながると感じるようになりました。更に近年の裁判員裁判や被害者参加制度など新たな法制度に対応するためにも直接支援の重要性を強く感じております。

専門的な情報提供の必要性が高まってきた中で、千葉県弁護士会の「犯罪被害に関する委員会」との連携が更に重要になってきました。毎月第2火曜日には千葉県弁護士会の「犯罪被害に関する委員会」が開催されており、当センターも参加し、意見交換等を行い相談員の法律等に係る知識向上にもつながっています。

なお、当該委員長との直接連絡体制を確立し、被害者等への弁護士紹介が迅速かつ的確に行えるようになりました。

刑事裁判の場合には、被害者等を中心に検察官・弁護

士・当センターが間隙のない連携を図り、裁判が終わって最後の振り返りまで支援を続けていく体制ができています。民事裁判の場合でも、最初の1回は当センターの相談員が同行するなど、被害者等の心に寄り添った手厚い支援を心がけています。

特に、被害者参加制度を利用する裁判では、念入りな打ち合わせの上で、検察官とも連携しながら意見陳述書などの作成のお手伝いや証人尋問や意見陳述の際には法廷内での同行支援も実施しております。

更に、今年度から、隔月ですが第3木曜日の午後2時間、弁護士による無料の電話法律相談を実施しております。

人材の育成については、今年度は内閣府のモデル案に沿っての入門・初級全50時間にわたる支援員養成講座を開催しました。当該講座修了者から4名の相談員候補者を採用し、より充実した支援体制の確立を目指しております。また、職員研修として年間計画を作成し、外部講師による研修等を実施して相談員の資質の向上を図っております。また、外部で受けた研修については必ず報告書の提出を義務づけており、機会があれば研修報告をしてもらったりして、知識の共有を図っています。

#### ●広報啓発活動を通じての警察・行政との連携強化

県内の警察署へ出向き、各警察署犯罪被害者連絡協議会総会や警察署の例会議等において、犯罪被害者等の現状及び被害者支援の実情並びに当センターの概要を講演し、犯罪被害者支援のご理解とご協力をお願いし、更なる連携強化を図っております。

また、県及び市区町村の相談関係機関職員が、犯罪被害者等支援に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者



面接相談室

等からの相談を受け、支援を実施するにあたっての知識・技能を向上させるための研修会を年2回千葉県からの委託を受けて実施しています。

更に、千葉県が主催する県犯罪被害者等支援連絡員会議及び市町村犯罪被害者等施策担当課長会議で、犯罪被害者等の実情の理解促進及び犯罪被害者支援の重要性・連携の強化を図るための講演を行っています。

●2008年4月に早期援助団体の指定を受けられましたが、その前後で、支援の内容や件数、また、センターの体制はどのように変わりましたか？

相談受理状況（下表）のとおり、早期援助団体の指定を受けて以降、直接支援の件数が20年度は倍増し、更に今年度は急増しております。

相談受理状況 (単位：件)

年別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23.1月未現在
相談件数	914	1,025	957	871	1,215	1,604	1,429
内訳	電話相談	777	822	780	671	950	1,105
	面接相談	133	184	135	146	152	123
	直接支援	4	19	42	54	113	220

※年度別集計（4月～3月）

●センターの財政基盤

相談業務と研修業務は千葉県警及び千葉県からの業務委託を受託し実施しています。

組織として自立するために、正会員や賛助会員の募集や共同募金の受配申請・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン応募等の資金集めの自助努力をつづけています。

また、公益法人化をめざすとともに、全国被害者支援ネットワークの資金獲得活動にも期待したいところです。

●相談員のメンタルケア

事務局長及び電話相談員が集まり事例検討会を月2回実施し、各支援についての意見交換を行うとともに、相



ただいま、電話相談中



電話相談室

談員相互の労をねぎらい、精神的な負担を軽減するように努めています。月1回の定例会では面接相談員も加わって事例の検討を行っています。

また、事件の規模が大きい場合は、ボランティアの精神的負担を考慮して、できるだけ相談員が支援にあたるように考慮しております。

●センター全体としての、支援におけるテーマや心がけはなんでしょう？

被害者等との信頼関係の構築を大切にしています。被害者の中には、今回の事件・事故に遭う前にも様々な辛い経験をし、人や社会に対しての信頼感を喪失している人が多く見受けられます。センターが被害者等に真摯に向き合い支援を行うことが、被害者等の社会等への信頼感を再び取り戻すための一助となります。そのためにも、被害者等のニーズを的確に把握し、心に寄り添った途切れのない支援を目指しております。

●全国被害者支援ネットワークに求めることは？

全国規模での犯罪被害者支援活動の周知、運営資金の公費の獲得、各種研修の充実を図っていただくとともに、支援活動を通して感じる様々な現場での問題点（例えば性犯罪被害者に対する給付金、自転車による被害者救済など）を各支援センターから吸い上げて集約していただき、担当官庁等への進言や解決策に取り組んでいただきたいと考えます。

●支援ニュースを読んでいる方に伝えたいことは？

犯罪被害者支援は、関係機関との連携が最も重要です。被害者等への理解はもとより、犯罪被害者支援センターへの理解を深めていただき、更なる連携強化を図り、被害者支援が真に犯罪被害者等のためになり、より質の高い支援が提供できるようにご協力をお願いいたします。

## 用語解説 …………… 損害賠償命令制度

損害賠償命令とは、刑事手続において、被告人に損害賠償を命ずる制度です。

従来、日本の裁判では、刑事と民事が区別されていましたが、平成19年に新設された制度です。

根拠となる法令は、刑事訴訟法でもなく、民事訴訟法でもなく、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律といます。

対象となる犯罪は、殺人、傷害、傷害致死、強姦、強制わいせつ、逮捕監禁、誘拐等の罪です。交通事故は、対象外です。交通事故は、過失相殺の認定などが困難であり対象外とされています。

刑事裁判の途中に、損害賠償命令申立書を刑事裁判所に提出します。

日本司法支援センターでの民事扶助の援助がありますので、弁護士に依頼するほうがいいです。

収入印紙は2000円で済みます。通常の民事訴訟では、数千万円の請求のとき、数十万円の印紙が必要でしたが、最初は2000円で済みます。

刑事裁判終了後、損害賠償命令の手続きに入り、被告人に損害賠償が命じられます。

被告人から異議が出た場合、通常の民事訴訟となります。異議が出た場合でも、仮執行宣言は維持されますから、強制執行が可能となります。

注意すべきは、被告人から異議が出た場合、印紙の追納が要求され、通常の民事裁判と同じ印紙を納入します。また、被告人に財産がない場合、命令といっても、現実の金銭獲得といった賠償は無理です。

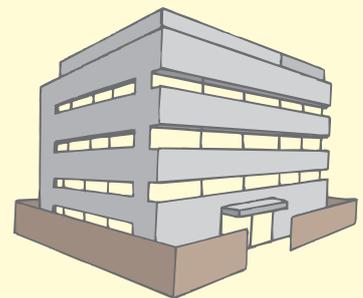
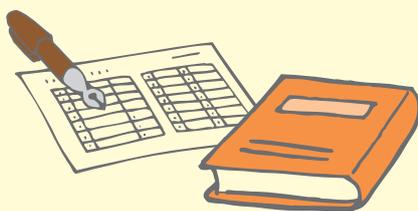
請求の対象は、訴因に限定されますから、後遺障害のある場合には、別途、民事裁判を提起する必要があります。そして、性被害の場合、休業損害の立証のため、源泉徴収票などを裁判所に提出すると被告人に被害者の勤務先を知られてしまいます。慰謝料だけの請求に限定するほうがいいです。

性被害などで、被告人に、ある程度、財産があり、慰謝料だけを請求する場合、効果的な制度です。

難しい問題もありますので、弁護士の援助が必要です。

認定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事  
NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事及びセンター長

芦塚 増美



2010年12月吉日

関係各位

(認定NPO法人) 全国被害者支援ネットワーク  
理事長 山上 皓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 常日頃から犯罪被害者の支援に積極的に携わっていただいていることに対しまして、心から敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。  
 さて、当ネットワークは、去る2010年11月15日付通知をもちまして、税の優遇措置を受けられる認定NPO法人として国税庁から認定を受けましたので、お知らせ申し上げます。これもひとえに、皆様のこれまでのご支援・ご協力の賜物であり、長年にわたる温かいお心づかいに対しまして、改めて心から感謝申し上げる次第です。  
 この認定により、2011年1月1日以降に当ネットワークに払い込んでいただきます所定の寄付金・賛助会費等につきましては、所得税・法人税・相続税・個人住民税等の優遇措置が受けられます。詳しくは等ネットワークの事務局にお問い合わせ下さい。  
 (注) 個人住民税につきましては、住所地の都道府県または市区町村の条例によって指定されている場合に限りです。  
 当ネットワークといたしましては、これを機会に、なお一層被害者支援の充実向上に努めて参りたいと存じますので、倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
 なお、お手数をおかけして誠に恐縮でございますが、皆様のホームページや印刷物に当ネットワークの名称が掲載されている場合は、次のいずれかに修正していただければ誠に幸いです。どうかよろしく願い申し上げます。  
 ○(認定NPO法人) 全国被害者支援ネットワーク  
 ○(認定特定非営利活動法人) 全国被害者支援ネットワーク  
 最後になりましたが、皆様のますますのご活躍とご発展を心からお祈り申し上げます。

編集後記

■今号も多くの方々から玉稿を頂戴することができました。ご協力いただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。刊行が遅れてご迷惑をおかけしました。今後このようなことが無いよう、編集部一同努力する所存です。(富田)  
 ■はじめて編集に参加させていただきました。とは言っても、何をしたら良いのかすら分からず、ほとんど何の貢献もできず恥ずかしい思いをしております。今回は、達成感に溢れた 編集後記を書けるよう、尽力させていただきます。(熊谷)  
 ■豪雪、新燃岳の噴火等々自然の恐ろしさを痛感したこの冬。心のケアの為避難所を訪れた女性警察官の記事、これも被害者支援のひとつと心が温まる。春はもうすぐ！春より一足早く、「被害者支援ニュース」4号をお届けします。(遠藤)

次回発行予定日：2011年3月  
 特集：未定

編集員一覽

発行責任：全国被害者支援ネットワーク  
 委員長：富田 信穂  
 (認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・  
 社団法人いばらき被害者支援センター理事長)  
 委員長代行：和氣 みち子  
 (認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・  
 社団法人被害者支援センターとちぎ)  
 熊谷 明彦  
 (認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・  
 公益社団法人被害者支援都民センター)  
 委員：池田 志津  
 (公益社団法人被害者支援都民センター)  
 遠藤 和子 (社団法人みやぎ被害者支援センター)  
 全国被害者支援ネットワーク事務局

日本財団は、認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク及び加盟センター等への助成をはじめ、国内外の社会貢献活動を推進しています。



各種保険取扱い 初診随時受付  
**馬場歯科医院**

《診療時間》  
 AM 9:30~PM 1:00 PM 3:00~PM 7:30  
 (土曜/PM 5:00まで)  
 木・日・祝 休診  
 板橋区板橋3-54-5 TEL **3579-1182** イイハニ

被害者支援ニュースの発行は社団法人 日本損害保険協会の助成によるものです。